

平成 20 年法人土地基本調査の標本設計について（案）

1 標本設計の基本方針

平成 20 年法人土地基本調査（以下、「平成 20 年調査」という。）は、総務省の「事業所・企業データベース」、国土交通省の「平成 19 年企業の土地取得状況等に関する調査名簿」等に含まれる法人について、法人を抽出単位とする層別抽出法によって行う。

標本設計では、法人が所有する土地面積の表章結果について、精度の目標値を以下のとおり設定する。

- a 全国の業種（17 区分）×資本金（5 区分）ごとの表章結果の標準誤差率を 15%以下とする。
- b 本社所在地の都道府県×業種（17 区分）ごとの表章結果の標準誤差率を 20%以下とする。
- c 全国の業種（49 区分）ごとの表章結果の標準誤差率を 15%以下とする。

この目標に基づき、平成 15 年法人土地基本調査（以下、「平成 15 年調査」という。）において所有土地面積が 100 万㎡以上であった法人（以下、「大土地所有法人」という。）及び資本金 1 億円以上の会社法人については全数調査を行い、これ以外の資本金 1 億円未満の会社法人及び会社以外の法人については原則として標本調査とする。

なお、それぞれの業種及び資本金の区分については、次の表のとおりである。

目標精度の設定区分

業種 49 区分		業種 17 区分
01	農業	農業
02	林業	
03	漁業	
04	鉱業	
05	総合工事業	建設業
06	その他の建設業	
07	食料品製造業	製造業
08	繊維工業（衣類、その他繊維製品を除く）	
09	衣類、その他の繊維製品製造業	
10	木材・木製品製造業（家具を除く）	
11	パルプ・紙・紙加工品製造業	
12	印刷・同関連産業	
13	化学工業	
14	石油製品・石炭製品製造業	
15	窯業・土石製品製造業	
16	鉄鋼業	
17	非鉄金属製造業	
18	金属製品製造業	
19	一般機械器具製造業	
20	電気機械器具製造業	

21	輸送用機械器具製造業	
22	精密機械器具製造業	
23	その他の製造業	
24	電気業	電気・ガス・熱供給・水道業
25	ガス・熱供給・水道業	
26	通信業、情報サービス業	情報通信業
27	放送業、映像・音声・文字情報制作業	
28	鉄道業	運輸業
29	道路旅客・貨物運送業	
30	その他の運送業	
31	卸売業	卸売・小売業
32	小売業	
33	金融業	金融・保険業
34	保険業	
35	不動産業	不動産業
36	飲食店	飲食店、宿泊業
37	宿泊業	
38	医療業、保健衛生	医療、福祉
39	社会保険・社会福祉・介護事業	
40	教育、学習支援業	教育、学習支援業
41	複合サービス業	複合サービス業
42	専門サービス業	サービス業
43	生活関連サービス業	
44	娯楽業	
45	廃棄物処理業	
46	自動車整備業、機械等修理業	
47	その他の事業サービス業	
48	宗教	
49	その他のサービス業	

資本金階級 5 区分
1000 万円未満
1000 ～ 3000 万円未満
3000 ～ 5000 万円未満
5000 ～ 1 億円未満
1 億円以上

2 抽出枠

資本金 1 億円以上の会社法人については、「事業所・企業データベース」を基に「企業の土地取得状況等に関する調査名簿」等を用いて補完する。

資本金 1 億円未満の会社法人は「事業所・企業データベース」の単独事業所と本所・本社・本店の事業所を抽出枠とする。会社以外の法人は、「事業所・企業データベース」を基に文部科学省（文化庁）の「宗教年鑑」のほか、各都道府県の所有する法人名簿を用いて補完及び名寄せを行い、法人単位の抽出枠を作成する。

3 全数調査対象区分等の必要性

目標精度を達成するため、調査結果への影響が大きい区分等については、全数を調査の対象とする。全数を調査の対象とする区分等の理由を以下に説明する。

(1) 大土地所有法人

平成 15 年調査の結果では、1 法人当たり 100 万²m²以上の土地を所有する約 2,500 法人が法人所有土地全体の約 7 割を所有しており、調査結果への影響が極めて大きいため、全数を調査の対象とする（目標精度 a、b、c を達成するために不可欠である）。

なお、事前の母集団名簿整備において、潜在的な大土地所有法人を高い確度で特定することが必要である。

(2) B 票対象法人

調査票 B の記入対象法人は、平成 15 年調査の結果では約 1,500 法人であるが、1 法人当たり所有面積、分散がともに大きいことや、地域別結果表章を考慮して全数を調査の対象とする。

(3) 会社法人

ア 資本金 1 億円以上の会社法人

資本金 1 億円以上の会社法人は約 35,000 法人である。（以下、法人数は事業所・企業データベースによる。）平成 15 年調査の結果では約 6 割が土地を所有しており、1 法人当たり所有面積、分散がともに大きく、調査結果への影響が大きいため（目標精度 b を達成するために不可欠である）全数を調査の対象とする。

さらに、過去の調査や「企業の土地取得状況等に関する調査」と接続したパネルデータを作成して活用を進めるためにも全数を調査する必要がある。

イ 資本金 5000 万～1 億円未満の会社法人

資本金 5000 万～1 億円未満の会社法人は約 30,000 法人である。平成 15 年調査の結果では、土地所有率、1 法人当たり所有面積、分散が資本金 1 億円以上の会社法人について大きい（目標精度 b の達成に大きな寄与を持つ）。また、平成 15 年調査と平成 10 年調査を接続したパネルデータの分析では、資本金 5000 万～1 億円未満と 1 億円以上の間で増資・減資が確認された。そのため、前述の資本金 1 億円以上のパネルデータの参入・退出に影響を与える。

以上のことから、資本金 5000 万～1 億円未満の会社法人は全数を調査する。

ウ 資本金 5000 万円未満の会社法人

業種×資本金区分ごとに、平成 15 年調査結果を使って目標精度 a、b、c を達成するために必要な法人数を算出する。

一部の業種×資本金区分は、調査結果への影響の大きさや地域表章の精度確保等から全数を調査する。

- 農業、林業、漁業及び鉱業

法人数が少なく、1法人当たり所有面積、分散がともに大きく、調査結果への影響が大きいため（目標精度 a、b を達成するために不可欠である）全数を調査する。

- 建設業

3000～5000 万円未満で、1法人当たり所有面積、分散がともに大きく、調査結果への影響が大きいため（目標精度 b、c を達成するために不可欠である）全数を調査する。

- 製造業

3000～5000 万円未満で、1法人当たり所有面積、分散がともに大きく、調査結果への影響が大きいため（目標精度 b、c を達成するために不可欠である）全数を調査する。

- 電気・ガス・熱供給・水道業

法人数が極めて少なく、目標精度 a、b、c を達成するため全数を調査する。

- 情報通信業

3000～5000 万円未満で 法人数が比較的少なく、さらに、1法人当たり所有面積の変動係数が非常に大きい（標準誤差率 15%以下を達成するために必要な標本の大きさを算出すると、有限母集団修正なしでは、母集団の法人数を超える）。目標精度 a を達成するため全数を調査する。

- 運輸業

3000～5000 万円未満で、法人数が比較的少なく、また、平成 15 年調査では、土地所有状況の異なる「情報通信業」と「運輸業」の 3000～5000 万円未満をまとめて標本抽出したため、結果的に「運輸業」の 3000～5000 万円未満の区分単独での十分な精度が得られなかった。さらに、1法人当たり所有面積、分散が比較的大きく、調査結果への影響が大きいため（目標精度 b の達成に大きな寄与を持つ）全数を調査する。

- 金融・保険業

5000 万円未満で、1法人当たり所有面積の変動係数が非常に大きい。目標精度 a を達成するため全数を調査する。

- 不動産業

1000～5000 万円未満で、土地所有率が高く、1法人当たり所有面積が大きく、分散も大きい。さらに、有効回答率が低いことによる精度の低下が顕著である。これらのことから全数を調査する。

- 飲食店、宿泊業

3000～5000 万円未満で、法人数が少なく、1法人当たり所有面積の変動係数が大

きい。目標精度 a を達成するため全数を調査する。

- 医療、福祉

1000～5000 万円未満で、法人数が少なく、1 法人当たり所有面積の変動係数が非常に大きい。目標精度 a を達成するため全数を調査する。

- 教育、学習支援業

3000～5000 万円未満で、法人数が少なく、1 法人当たり所有面積、分散がともに大きく、調査結果への影響が大きい(目標精度 b を達成するために不可欠である)全数を調査する。

- 複合サービス業

法人数が極めて少なく、目標精度 a、b、c を達成するため全数を調査する。

- サービス業

3000～5000 万円未満で、法人数が少なく、1 法人当たり所有面積、分散がともに大きく、調査結果への影響が大きい(目標精度 b、c を達成するために不可欠である)全数を調査する。

(4) 会社以外の法人

会社以外の法人については、既存の母集団名簿のカバレッジが過小であるため、結果の過小推定を回避することが優先課題である。

このため、標準誤差率の目標精度から算出した法人数をそのまま適用せずに、平成 19 年度に整備する母集団名簿から、一定の抽出率で調査対象を選出して、母集団分布を詳細に分析する。

抽出率は、法人数、予想されるカバレッジの大きさ、土地所有率、1 法人当たり所有面積、分散等によって設定を変えている。

- 社会福祉法人

今後の母集団名簿整備によって、都道府県単位で網羅した名簿を作成することが可能と思われる。法人数は比較的少ないが増加傾向にあり、土地所有率が比較的高いことから、これまでと同様に抽出率を 0.5 とする。

- 学校法人

今後の母集団名簿整備によって、全国的に網羅した名簿を作成することが可能と思われる。法人数が少なく、ほぼすべての法人が土地を所有し、1 法人当たり所有面積も大きいことから全数を調査する。

- 医療法人

土地所有率が低く、1 法人当たり所有面積が小さいことから、全体の結果への影響は小さい。有効回答率が高く、平成 15 年調査結果の精度も 15%以下に収まっているため、これまでと同様に抽出率を 0.2 とする。(今後の母集団名簿整備によるカバレッジの向上は難しい。)

- 宗教法人

ほぼすべての法人が土地を所有し、結果への影響が大きい、法人数が多いことから、調査負担を考慮して抽出率を 0.5 とする。(今後の母集団名簿整備によるカバレッジの向上は難しい。)

- 各種協同組合

1 法人当たり所有面積、分散が大きく、結果への影響が大きいため全数を調査する。
(今後の母集団名簿整備によるカバレッジの向上は容易ではない。)

- その他の会社以外の法人

今後の母集団名簿整備によるカバレッジの向上がある程度期待できることから当該区分の法人数の増加が予想される。1 法人当たり所有面積、分散が極めて大きく、結果への影響が大きいため全数を調査する。

4. 標本法人数

概算による標本法人数は、会社法人が約 34 万法人、会社以外の法人が約 15 万法人となり合計で約 49 万法人となる。区分別の法人数は以下のとおりである。

(1) 会社法人

網掛けの全数調査の区分の法人数は事業所・企業データベースによる。標本調査の区分の標本法人数は、平成 15 年調査結果の 1 法人当たり所有面積の変動係数から算出し、有効回答率（80％）で調整した概数である。

平成 20 年法人土地基本調査標本の階層別法人数

	1000 万円未満	1000～3000 万円未満	3000～5000 万円未満	5000～1 億円未満	1 億円以上	計
01 農業	5,123	1,813	181	106	79	7,302
02 林業	711	323	27	11	21	1,093
03 漁業	1,358	650	64	39	14	2,125
04 鉱業	727	1,086	129	58	123	2,123
05 建設業	20,000	10,000	13,045	3,440	1,687	48,172
06 製造業	15,000	9,000	11,789	7,442	7,939	51,170
07 電気・ガス・熱供給・水道業	35	177	51	88	275	626
08 情報通信業	2,000	2,000	1,782	1,727	3,265	10,774
09 運輸業	3,000	3,000	2,837	1,616	1,474	11,927
10 卸売・小売業	13,000	7,000	2,000	7,535	6,816	36,351
11 金融・保険業	9,188	5,842	452	367	1,153	17,002
12 不動産業	6,000	48,631	3,568	2,612	2,688	63,499
13 飲食店、宿泊業	16,000	4,000	1,662	1,097	1,119	23,878
14 医療、福祉	2,000	2,308	151	110	174	4,743
15 教育、学習支援業	4,000	2,000	421	231	217	6,869
16 複合サービス業	19	15	1	0	1	36
17 サービス業	16,000	11,000	5,680	3,886	3,940	40,506
VV 不詳	2,869	2	0	395	1,601	4,867
合計	117,030	108,847	43,840	30,760	32,586	333,063

なお、現時点の事業所・企業データベースによる母集団の法人数と、その母集団構成に当てはめた抽出率は次のとおりである。

母集団の法人数（現時点の事業所・企業データベースによる）

	1000 万 円未満	1000～ 3000 万 円未満	3000～ 5000 万 円未満	5000～ 1 億円 未満	1 億円 以上	計
01 農業	5,123	1,813	181	106	79	7,302
02 林業	711	323	27	11	21	1,093
03 漁業	1,358	650	64	39	14	2,125
04 鉱業	727	1,086	129	58	123	2,123
05 建設業	153,853	135,524	13,045	3,440	1,687	307,549
06 製造業	123,345	126,708	11,789	7,442	7,939	277,223
07 電気・ガス・熱供給・水道業	35	177	51	88	275	626
08 情報通信業	8,495	17,717	1,782	1,727	3,265	32,986
09 運輸業	16,348	27,771	2,837	1,616	1,474	50,046
10 卸売・小売業	246,155	201,011	13,220	7,535	6,816	474,737
11 金融・保険業	9,188	5,842	452	367	1,153	17,002
12 不動産業	47,000	48,631	3,568	2,612	2,688	104,499
13 飲食店・宿泊業	65,433	22,939	1,662	1,097	1,119	92,250
14 医療・福祉	7,686	2,308	151	110	174	10,429
15 教育、学習支援業	6,625	4,506	421	231	217	12,000
16 複合サービス業	19	15	1	0	1	36
17 サービス業等	114,681	91,501	5,680	3,886	3,940	219,688
VV 他に分類されない業種	2,869	2	0	395	1,601	4,867
合計	809,651	688,524	55,060	30,760	32,586	1,616,581

抽出率（上表の母集団構成に当てはめた場合）

	1000 万 円未満	1000～ 3000 万 円未満	3000～ 5000 万 円未満	5000～ 1 億円 未満	1 億円 以上	計
01 農業	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000
02 林業	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000
03 漁業	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000
04 鉱業	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000
05 建設業	0.130	0.074	1.000	1.000	1.000	0.157
06 製造業	0.122	0.071	1.000	1.000	1.000	0.185
07 電気・ガス・熱供給・水道業	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000
08 情報通信業	0.235	0.113	1.000	1.000	1.000	0.327
09 運輸業	0.184	0.108	1.000	1.000	1.000	0.238
10 卸売・小売業	0.053	0.035	0.151	1.000	1.000	0.077
11 金融・保険業	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000
12 不動産業	0.128	1.000	1.000	1.000	1.000	0.608
13 飲食店・宿泊業	0.245	0.174	1.000	1.000	1.000	0.259
14 医療・福祉	0.260	1.000	1.000	1.000	1.000	0.455
15 教育、学習支援業	0.604	0.444	1.000	1.000	1.000	0.572
16 複合サービス業	1.000	1.000	1.000	-	1.000	1.000
17 サービス業等	0.140	0.120	1.000	1.000	1.000	0.184
VV 他に分類されない業種	1.000	1.000	-	1.000	1.000	1.000
合計	0.145	0.158	0.796	1.000	1.000	0.206

(2) 会社以外の法人

母集団の法人数は、平成 15 年調査結果を用いた。

法人格の種類	母集団の法人数 (H15 年調査結果)	抽出率	標本法人数 (概数)
社会福祉法人	17,560	0.500	9,000
学校法人	7,870	1.000	8,000
医療法人	35,540	0.200	8,000
宗教法人	97,890	0.500	49,000
各種協同組合	30,950	1.000	31,000
その他会社以外の法人	47,320	1.000	48,000
合計	237,110	0.645	153,000

(参考)

平成 15 年調査における全数・標本の区分 (網掛けの区分が全数調査)

業種 10 区分		1000 万円 未満	1000 ~ 3000 万円 未満	3000 ~ 5000 万円 未満	5000 ~ 1 億円 未満	1 億円 以上
01	01 農業					
	02 林業					
	03 漁業					
02	04 鉱業					
03	05 建設業					
04	06 製造業					
05	07 電気・ガス・熱供給・水道業					
06	08 情報通信業					
	09 運輸業					
07	10 卸売・小売業					
08	11 金融・保険業					
09	12 不動産業					
10	13 飲食店、宿泊業					
	14 医療、福祉					
	15 教育、学習支援業					
	16 複合サービス業					
	17 サービス業					